

厚生労働省

| | |
|-----------|--|
| 組織の名称 | 大臣官房 |
| 所掌事務 | 厚生労働省の行政を総括し、基本政策の立案、法令の制定改廃、予算編成、組織、人事、国際関係及び統計等を含めた総合調整を行い、国会、省庁、マスメディア、国民一般及び対外国等に関する省全体の代表窓口としての機能を果たしています。 |
| 組織の名称 | 情報化担当参事官室 |
| 所掌事務 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会保障制度に関する情報政策に係る総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 ・厚生労働省の所掌事務に関する情報政策に係る総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに総合調整に関すること。 |
| 組織の名称 | 人事課 |
| 所掌事務 | <ul style="list-style-type: none"> ・機密に関すること。 ・職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。 ・大臣、副大臣、大臣政務官及び事務次官の官印並びに省印の保管に関すること。 ・機構及び定員に関すること。 ・栄典の推薦及び伝達の実施並びに表彰及び儀式に関すること。 |
| 関連情報リンク情報 | 厚生労働省幹部名簿 採用案内 |
| 組織の名称 | 総務課 |
| 所掌事務 | <ul style="list-style-type: none"> ・法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること ・厚生労働省の所掌事務に関する総合調整に関すること。 ・国会との連絡に関すること。 ・厚生労働省の事務能率の増進に関すること。 ・官報掲載に関すること。 ・厚生労働省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 |
| 組織の名称 | 公文書監理・情報公開室 |
| 所掌事務 | <ul style="list-style-type: none"> ・公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。 ・厚生労働省の保有する情報の公開に関すること。 ・厚生労働省の保有する個人情報の保護に関すること。 |
| 組織の名称 | 広報室 |
| 所掌事務 | ・広報に関すること。 |

| | |
|-------|---|
| 組織の名称 | 会計課 |
| 所掌事務 | ・一般会計及び特別会計に関する経費及び収入の予算及び会計に関すること。 |
| 組織の名称 | 監査指導室 |
| 所掌事務 | ・厚生労働省の所掌に係る経費及び収入の決算並びに会計の監査に関すること。 ・東日本大震災復興特別会計の経理のうち厚生労働省の所掌に係る経費及び収入の決算並びに会計の監査に関すること。 |
| 組織の名称 | 経理室 |
| 所掌事務 | ・経費及び収入の会計並びに行政財産及び物品の管理に関すること。 ・厚生労働省の所掌に係る経費及び収入の会計に関すること。 ・厚生労働省所管の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。 ・東日本大震災復興特別会計の経理のうち厚生労働省の所掌に係る経費及び収入の会計に関すること。 ・東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち厚生労働省の所掌に係るものに関すること。 |
| 組織の名称 | 管理室 |
| 所掌事務 | ・庁内の管理取締りに関すること。自動車の管理、運行に関すること。 |
| 組織の名称 | 会計企画調整室 |
| 所掌事務 | ・厚生労働省所管の会計法令に係る訓令等の制定及び改廃に関すること。 ・厚生労働省の調達事務に係る企画及び立案並びに調整に関すること。 ・厚生労働省の会計事務の効率化に関すること。 |
| 組織の名称 | 厚生管理室 |
| 所掌事務 | ・厚生労働省所管の建築物の営繕に関すること。 ・職員（厚生労働省の所管する独立行政法人の職員を含む。）に貸与する宿舎に関すること。 ・職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。 ・国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三条第一項の規定により厚生労働省に設けられた共済組合に関すること。 ・恩給に関する連絡事務に関すること。 |

| | |
|-------|---|
| 組織の名称 | 地方課 |
| 所掌事務 | <ul style="list-style-type: none"> ・本省の地方支分部局の所掌事務の運営に関し、総合的監督を行うこと。 ・本省の地方支分部局の職員の人事、教養及び訓練並びに福利厚生に関する事務の取りまとめに関すること。 ・本省の地方支分部局の機構及び定員に関すること。 ・本省の地方支分部局の経費の概算の調整及び配賦に関すること。 ・本省の地方支分部局所属の行政財産及び物品に関する事務の取りまとめに関すること。 ・本省の施策を本省の地方支分部局を通じて周知徹底させること。 ・厚生労働省の所掌事務に関する地方情勢の調査に関すること。 |

| | |
|-------|--|
| 組織の名称 | 国際課 |
| 所掌事務 | <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省の所掌事務に係る国際機関、国際会議並びに外国の行政機関及び団体に係る事務の調整に関すること ・厚生労働省の所掌事務に係る国際協力に関する事務の総括に関すること ・厚生労働省の所掌事務に係る海外の情報の収集及び分析並びにその結果の提供に関すること。 ・海外に対する広報に関すること ・職員の海外渡航に関すること |

| | |
|-------|---|
| 組織の名称 | 国際保健・協力室 |
| 所掌事務 | <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省の所掌事務に係る国際機関、国際会議並びに外国の行政機関及び団体に関する事務の調整に関すること。（保健に関するものに限る。） ・厚生労働省の所掌事務に係る国際協力（開発途上にある海外の地域に係るもので保健分野に関するものに限る。）に関する事務の総括に関すること。 |

| | |
|-------|--|
| 組織の名称 | 国際労働・協力室 |
| 所掌事務 | <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省の所掌事務に係る国際機関、国際会議並びに外国の行政機関及び団体に関する事務の調整に関すること。（労働に関するものに限る。） ・厚生労働省の所掌事務に係る労働分野の国際協力（開発途上にある海外の地域に係るもので労働分野に関するものに限る。）に関する事務の総括に関すること。 |

| | |
|-------|--|
| 組織の名称 | 厚生科学課 |
| 所掌事務 | <ul style="list-style-type: none"> ・疾病の予防及び治療に関する研究その他厚生労働省の所掌事務に関する科学技術に関する事務の総括に関すること。 ・原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関すること。 ・医薬品等行政評価・監視委員会の庶務に関すること。 ・厚生労働省の所掌事務に係る災害対策に関する事務の総括に関すること。 ・国立医薬品食品衛生研究所、国立保健医療科学院、国立社会保障・人口問題研究所及び国立感染症研究所の組織及び運営一般に関すること。 ・厚生労働省の所管する国立研究開発法人の組織及び運営一般に関すること。 ・高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第三条の二に規定する国立高度専門医療研究センターの職員に貸与する宿舎に関すること。 |

| | |
|-------|---|
| 組織の名称 | 健康危機管理・災害対策室 |
| 所掌事務 | <ul style="list-style-type: none"> ・原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関すること。 ・厚生労働省の所掌事務に係る災害対策に関する事務の総括に関すること。 |